平成２２年（フ）第７７号
愛知県豊川市御油町西沢157番地　レオパレス21西沢２―201
債務者　嶺田　恵子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月14日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第４７２号
東京都八王子市暁町１丁目13番17号王子グランドパレス205号
債務者　若林　武茂
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月23日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４２４号
東京都八王子市石川町31番地
債務者　水村　　亘
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月24日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４３６号
東京都青梅市梅郷６丁目1249番地の46
債務者　李　　美玉
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月24日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４８９号
東京都青梅市野上町４丁目９番地の28グリーンハイム401
債務者　新宮　仁康
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５００号
東京都八王子市元八王子町２丁目1191番地１第２山本ハイツ103号
債務者　小笠原忠昭
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月24日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５０１号
東京都八王子市元八王子町２丁目1191番地１第２山本ハイツ103号
債務者　小笠原サチ子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月24日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１７４号
静岡県浜松市東区原島町537番地の７
債務者　小針　　潔
1　決定年月日時　平成22年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１７６号
静岡県浜松市東区原島町537番地の７
債務者　小針　久子
1　決定年月日時　平成22年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１８５号
静岡県磐田市城之崎２丁目2574番地８
債務者　柳澤　通乃
1　決定年月日時　平成22年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第５１号
愛知県豊川市古宿町市道107番地の１　コーポイチミチ103号
債務者　片野　賢治
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月28日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第９３号
愛知県豊川市中央通５丁目75番地
債務者　ＤＰトラストこと　野村　辰雄
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月28日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１５７号
静岡市駿河区池田527番地の１　ロアール池田202号
債務者　中村　　威
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０３号
静岡市清水区楠新田404番地の１　ファミールガーデン草薙205
債務者　金子　文香
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１０号
静岡県島田市相賀214番地
債務者　天野　政城
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部